平成２５年４月１日以後開始事業年度から変わる
消費税率引上げを含めた
平成２５年度税制改正

平成２５年３月期に適用されている税制改正のおさらいと段階的な消費税率引上げを含めた
平成２５年４月１日以後開始事業年度から適用される税務上の取扱いを完全網羅

●日　時　●２０１３年 ３月６日（水）１３：３０～１６：３０
●会　場　●東京・飯田橋　『日本出版クラブ会館』２Ｆ　会議室　03-3267-6111
●参加対象●企業の経理部・財務部門および経営・事業に携わる方々
●ご講演者●足立　好幸　氏　税理士法人トラスト　公認会計士・税理士

◆足立　好幸　氏　公認会計士･税理士／税理士法人トラスト･パートナー
大手監査法人にて監査･上場支援等に従事した後、税理士法人トラストの設立に参画する。
トラストでは、「企業価値向上のための税務」を主業務として上場企業グループに専門･特化。
近年では、上場企業グループの「Ｍ＆Ａ」「事業再編」「連結納税」に多く関与している。
著書に、『連結納税の税効果会計』（中央経済社）、『Ｍ＆Ａ･組織再編のスキーム選択』（清文社）、『グループ法人税制Ｑ＆Ａ』（清文社）など多数。

◆ 開催にあたって

平成25年4月1日以後開始事業年度から適用される税制改正を解説するセミナーです。
平成25年度税制改正大綱で公表される税制改正のうち、法人税･消費税の企業税務に係るものについて、その内容と実務への影響を解説します。
また、平成24年8月10日に、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（改革消費税法）が成立し、消費税率の引上げを平成26年4月1日以後、2段階で行うことが定められました。また、それに伴いさまざまな経過措置が適用され、軽減措置も検討されていることから、この消費税率の引上げの概要と経過措置の取扱い、軽減措置の検討状況についても解説したいと思います。
さらに、平成25年3月期から適用される税制改正、具体的には、法人税率の引き下げ、欠損金の繰越控除制度の見直し、復興特別法人税及び復興特別所得税、貸倒引当金、消費税95%ルールの見直しに関する改正内容のおさらいと決算･申告実務も解説します。
なお、法人税･消費税の企業税務に係るものを解説します（所得税は対象外となります）。

●受講料●１名〈税込み、資料代、書籍代込〉

正会員	26,250円 本体価格　25,000円
一　般	29,400円 本体価格　28,000円

●申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あて FAX いただくか、当会ホームページからお申込みください。
または E-mail にてお送りください。後日、受講票・請求書をお送り致します。
●申込書をＦＡＸでご送信いただく際は、ＦＡＸ番号をお間違えのないようご注意ください。
●会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより〔ＴＯＰ〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕をご参照下さい。

一般社団法人　企業研究会　第３研究事業Ｇ
担当：宇田川　E-mail udagawa@bri.or.jp
〒102-0083
東京都千代田区麹町 1-6-2 アーバンネット麹町ビル 6F
TEL 03-5215-3513　FAX 03-5215-0951

一般社団法人企業研究会　セミナー事務局宛　**FAX 03-5215-0951**
＊当会ホームページ（http://www.bri.or.jp）からもお申込みいただけます。

121754-0606　2013.3.6(水)

申込書	消費税率引上げを含めた平成25年度税制改正		
会社名			
住　所	〒		
ＴＥＬ		ＦＡＸ	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Ｅメール			
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Ｅメール			

＊お客様の個人情報は、本研究会に関する確認･連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。

【プログラム】

13:30

Ⅰ 今期（平成２５年3月期）から適用される税制改正の決算実務

1.法人税率引き下げ

2.復興特別法人税と復興特別所得税

3.欠損金の繰越控除制度の見直し

4.貸倒引当金の廃止

5.消費税９５％ルールの見直し　　など

Ⅱ　平成２５年度税制改正の概要

1.法人税に係る改正

2.国際税務の係る改正

3.消費税に係る改正

Ⅲ　消費税率の引上げ（5％→8％→１０％）

1.引き上げの概要

2.経過措置の取扱い

3.軽減措置の動向

Ⅳ　質疑応答・個別質問

受講者の皆様に 講師 足立先生の最新著書をご提供！

（写真は前年度版のカバーです）

『税制改正 ＆ 新会計基準の決算実務』

足立 好幸 氏 著（中央経済社　予定価格：1,600 円）

16:30